

佐賀県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年十一月十六日から平成二十四年十二月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 黒川松島線	伊万里市黒川町立目字佐礼五四二番 四地先から 伊万里市黒川町立目字赤八ゲ二八八 番一地先まで	平成二四・一一・一六